

令和 7 年度 事業計画

1. 基本方針について

- ① 本県の教職員の総合的な福祉団体として、会員の福利厚生の上昇と本県教育文化の振興、及びその目的達成に必要な事業の適正な運営に努めます。
- ② 一般財団法人移行に伴って整備された、機関設計、定款、内部規程等を遵守し、財団の適切な運営に努めます。
- ③ 互助団体を取り巻く厳しい経済・社会情勢を的確に把握し、組織・財政及び事業に関わる諸課題の克服に努めます。

2. 事業計画について

- ① 事業検討委員会に、諮問に基づく事業の検証や中長期の展望に立った答申を求め、変化に対応できる体制確立をめざします。
- ② 財政状況を勘案する中、会員の福利厚生事業の充実を図るように努めます。
- ③ 互助組合の有する大切な情報資産を確実に守り、信頼される事業推進に努めます。
- ④ 各地区の事業を支援すると共に、地区と連携し会員の拡大（新採用者の全員加入、未加入者の加入促進、退職者への退互部加入）に努めます。
- ⑤ 県教委より受託した健康管理推進事業、元気回復事業は、会員の希望を踏まえ効果的な事業展開に努めます。
- ⑥ 公認会計士、顧問税理士に指導、助言を求めながら、安定的、継続的財政基盤の確立をめざします。

3. 予算編成の方針について

- ① 教職員数減や低金利等、厳しい状況を踏まえ、適正な事業経営と健全な財務体制を維持し、引き続き諸経費等の節減に努めます。
- ② 「公益法人会計基準」に基づいた財務諸表を編成します。
- ③ 会員の掛金は、現行どおり給料（本俸＋調整額）×1/100 とし、その内 20 % を一般会計事業費に充て、80 % を退職生業資金支払準備金とします。
- ④ 退職互助部の加入金は、第 3 回理事会での決定額 90 万円とします。

（1）現職会員事業

① 教育文化事業

各種教育文化事業を実施すると共に、各地区にも事業助成金を支出します。

② 会員医療見舞金（会員に対する医療給付）

会員が医療機関で受診したとき、法定医療費から公立学校共済組合負担額を控除した額から 2,000 円と 100 円未満の端数を控除した額を上限 6,000 円の範囲内で給付します。

③ 療養見舞金

会員が引き続き 30 日以上傷病のため休職発令を受け療養している場合
無給休職療養で傷病手当金、傷病手当金付加金の給付が終了したとき

→ 50,000 円

有給休職及び無給休職期間で傷病手当金、傷病手当金付加金の給付を

受けているとき → 10,000 円

④ 会員入院療養見舞金

会員が 5 日以上入院したとき 1 日につき 700 円を給付します。

⑤ 災害見舞金（災害をうけたとき）

会員が風水害、火災等で、住居家屋が被災したとき

全壊又は全焼した場合 → 200,000 円以内

半壊又は半焼した場合	→	100,000 円以内
1/3 の場合	→	50,000 円以内
1/3～1/5 の場合	→	30,000 円以内
一般見舞金	→	10,000 円以内

⑥死亡弔慰金

本人	→	200,000 円
配偶者	→	50,000 円
扶養家族	→	10,000 円

⑦出産見舞金

会員及び会員の配偶者が出産したとき 10,000 円

⑧入学祝金

会員の子どもが小学校に入学したとき 5,000 円

⑨卒業祝金

会員の子どもが中学校を卒業したとき 5,000 円

⑩結婚祝金

会員が結婚したとき 30,000 円

⑪介護手当金

会員が介護休暇を取得したとき、3ヵ月を限度として
日額 8,000 円を給付します。

(公立学校共済組合による介護休業手当金の給付終了後)

⑫退職生業資金

会員が退職した時、規程に基づき給付します。

⑬永年加入無給付者給付金

互助組合加入 20 年以上、年齢 45 歳以上で医療見舞金、入院見舞金以外の給付を受けていない会員に 15,000 円を給付します。(但し会員期間 1 回限り)

⑭会員のための福利厚生事業

放送大学履修補助、健康相談事業、元気回復事業、法律相談事業、
地区厚生事業助成金

(2) 退職会員事業

①療養補助金

★70 歳未満の会員が医療機関で受診治療した時、支払った医療費から 2,500 円を控除した額。ただし、1ヵ月・一医療機関につき 20,000 円を限度とし、同一年度の給付合計は、60,000 円を限度とする。

★70 歳以上 83 歳未満の会員が医療機関で外来により受診治療した時、法定医療費総額の 1 割から 1,000 円を控除した額。ただし、1ヵ月・一医療機関につき 10,000 円を限度とし、同一年度の給付合計は 40,000 円を限度とする。

②入院見舞金

70 歳以上の会員が、連続して 21 日以上入院し、受診治療を受けたとき
10,000 円を給付 (同一年度 1 回とする)

③療養補助金無給者祝金

入会から 10 年間療養補助金を受けなかった会員に 20,000 万円を給付
(1 回限り)

④死亡弔慰金

会員が死亡したときには、10,000 円
(世話人さんに香料としてお届けいただく)

⑤長寿祝品

会員に古希・喜寿・米寿・白寿の祝品を送付する。

⑥退会金について

会員が死亡又は、83 歳以上で退会したとき、入会金と同額を給付する。

⑦人間ドック補助金

入会 3 年目、6 年目、9 年目の会員 20,000 円を限度に補助

⑧お世話料（世話人）

世話人に1人2,000円

⑨地区福祉・厚生・文化事業助成金

各地区に事業助成金として、会員数×1,000円＋世話人数×1,000円

⑩互助だより発行

互助だより退互部編を年3回発行します。

（3）団体契約・斡旋事業

- ①明治安田生命保険相互会社・・・・・・互助団体生命共済
- ②明治安田損害保険株式会社・・・・・・傷害プラン・長期療養プラン他
- ③東京海上日動火災保険株式会社・・・・所得補償保険・医療保険
- ④株式会社山交・・・・・・・・・・ガン保険
- ⑤（株）FDK・・・・・・・・・・ユサージュの斡旋
- ⑥（株）リョーウン・・・・・・・・・・ギフト商品

（4）受託事業

- ・山梨県教育委員会受託（教職員元気回復事業、教職員健康管理推進事業）
- ・（公財）日本教育公務員弘済会山梨支部
- ・教職員共済生活協同組合山梨県事業所
- ・株式会社山梨教互

※特約店割引（会員証の提示で、一定の割引を受けられる業者一覧）

次の一覧以外に株式会社山梨教互のサポートカンパニーも有

- | | |
|-------------------|--|
| ・めがね店
（県内店舗） | メガネトップ（眼鏡市場）
メガネスーパー
和真 |
| ・旅行代理店
（県内代理店） | 近畿日本ツーリスト
トップツアー
日本旅行
富士急トラベル |
| ・自動車免許取得 | 長坂自動車教習所 |
| ・宿泊施設等 | 湯本富士屋ホテル、箱根ホテル、富士ビューホテル
フルーツパーク富士屋ホテル
富士屋ホテル仙石ゴルフコース |
| ・引越業者 | 引越のサカイ
アート引越センター |
| ・冠婚葬祭 | セレス甲府（アピオ）
アピオセレモニーホール |
| ・リフォーム | 庵住工房
小澤工務店 |
| ・賃貸物件斡旋 | レオパレス21 |
| ・住宅建築 | セキスイハイム（株） |
| ・衣料用品 | 満足屋 |